

筑紫野市旧上下水道庁舎用地活用事業質問書に対する回答

令和2年6月26日

No	質問事項	回答
1	本件敷地東側道路について、建築基準法上42条2項道路に該当するのでしょうか。 また、対象敷地における道路台帳、認定番号などございましたらご提供いただきたく存じます。	本件敷地東側道路については、建築基準法上42条2項道路に該当します。詳細については那珂県土整備事務所 建築指導課にご確認いただきますようお願いいたします。 道路台帳については、本市維持管理課にて閲覧可能であり、認定番号は「8174 天神田1号線」となっております。
2	本件敷地における上下水道台帳をご提供いただけますでしょうか。	本市管財課にて閲覧可能です。
3	その他水道・電気等各種設備配管の本件敷地内への引き込み状況が図示された資料があればご提供いただけますと幸いです。	昭和33年の建築当初の図面等はありませんが、昭和56年に増築をおこなった際の図面等については、本市管財課にて閲覧可能です。
4	解体費算出のため、既存建物（地中杭等含む）の仕様書と図面をいただけますでしょうか。	No. 3で回答のとおりです。
5	JR二日市駅前周辺における筑紫野市が行う今後の施策について、勘案すべき具体的な計画などがあれば教えてくださいいただけますでしょうか。	「第六次筑紫野市総合計画」及び「第二次筑紫野市都市計画マスタープラン」をご参照いただきますようお願いいたします。
6	現在、筑紫野市では認可保育園開業に伴う認可申請の受付はされておりますでしょうか。	現在受付はおこなっておりません。
7	現在、筑紫野市では小規模認可保育園開業に伴う認可申請の受付はされておりますでしょうか。	No. 6で回答のとおりです。
8	本件地で保育事業を行うにあたり、近隣住民への説明会などが必要になった場合、筑紫野市の施策推進に寄与するものとして、当該事業が円滑に進むようご助力いただくことは可能でしょうか。	説明会等における助言等を行うことは可能ですが、募集要項3頁に記載のとおり、その他提案内容の実現に必要な関係者等との一切の対応については、事業者が実施するものとなります。
9	募集要項10頁にて、本件地の借地料最低価額を¥6,000,000/年と設定されておりますが、借地料最低価額の算定根拠などありましたらご教示いただきたく存じます。	不動産会社による賃貸査定報告書を算定根拠としております。